

チェックリスト I ① 本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目	
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。 <input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。 <input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。 <input type="checkbox"/>

26

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>

27

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

28

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

主な取組事項の概要

経営トップによる安全衛生方針の表明

◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

策定例



策定日 平成●●年 月 日
掲示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の基礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
代表者 代表取締役 安全太郎

(自筆で署名しましょう)

30

第三次産業における労働災害防止対策

第三次産業における労働災害防止の対策には、「4S活動」「KY活動」「見える化」といった危険への対処と情報共有などがありますが、安全活動の推進には旗振り役である「安全推進者」の配置が不可欠です。

4S活動

災害の原因を取り除く

4Sとは、
整理・整頓・清掃・清潔
のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。



KY活動

潜んでいる危険を見つける

KYとは、
危険（K）・予知（Y）
のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「指さし呼称」で確認します。うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を事前に防ぎます。



「見える化」

「見える化」とは、
危険を可視化して共有
すること。

KY活動で発見した危険のポイントを、「ステッカー」等を張り付けることで注意喚起します。転倒・墜落転落などのおそれがある箇所で、慎重に行動することができます。



職場環境や作業方法の改善、
安全への意識啓発をする
安全推進者*の配置

安全教育・研修

危険を全員に周知する

安全意識の啓発

全員参加(正規・非正規)

* 労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

31

4S、5Sとは？

- 整理 (Seiri)
- 整頓 (Seiton)
- 清掃 (Seisou)
- 清潔 (Seiketsu)
- 習 (Shitsuke) 又は習慣化 (Shukanka)



の頭文字のSをとったものです。

32

定義

1. 「整理」

要るものと不要のものの区分をして、不要のものを一掃すること。

2. 「整頓」

必要なものを、必要な時に、必要な量だけ、安全に取り出せるように、物品の置き場・置き方を決めておくこと。

3. 「清掃」

ゴミ、汚れのない状態にすること。

4. 「清潔」

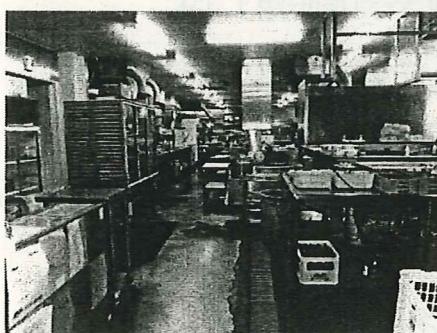
整理・整頓・清掃を徹底して実行し、健康で快適のためにきれいな状態を維持すること。

5. 「躾」・「習慣化」

決められたことが(4S)、いつも正しく守られること。

33

4S活動の例



← 飲食店厨房

介護老人施設 規模 50~99人



厨房用の滑り
にくい作業靴
を履いている。

4S当番を決めて、店舗・施設内の4Sの状況を見回りしたりする方法もあります。

34

見える化の取組事例

階段に通行区分を明示するとともに、事故が起こりやすい最後の3段にカウントダウンの表示をして、注意喚起を行っている。

階段と廊下の交差点にカーブミラーを設置して、出会い側の接触を防止している。

く危険マップ及び危険マークのイメージ

図面には、危険マップと危険マークが示されています。危険マップには「危険区域」や「安全区域」などの記載があります。危険マークには、主に「転倒危険」、「踏み間違い危険」、「足場危険」、「落書き危険」などがあります。

会議ヘルパーが、被災防止にかかるボスターを、手作りで作成し掲示している。
手作りの方が、若干より親しみがあり、日々にささやく、記憶に残る効果がある。

厨房（職員用の食事の調理を含む）内において、また机、机下、保管場所を例（赤色、青（青色）等と色分けして表示、ノロウイルス等による二次感染の防止を行っている。

ノロウイルス対策の実施時に当たり、「薬品を誤服で召わない」、「誤飲ると危険」等の注意事項について、学年を用いた分かりやすいマニュアルを作成し、スタッフ一員に掲示し、個別研修の内容を固めている。

35

KYT（危険予知訓練）は

危険をテーマにした全員参加の話し合い

職場・作業の危険を考える

⇒ 情報量を増やし、危険感受性を鋭くする

対策を考える

⇒ 問題解決能力を向上させる

分かり合って対策を決定する

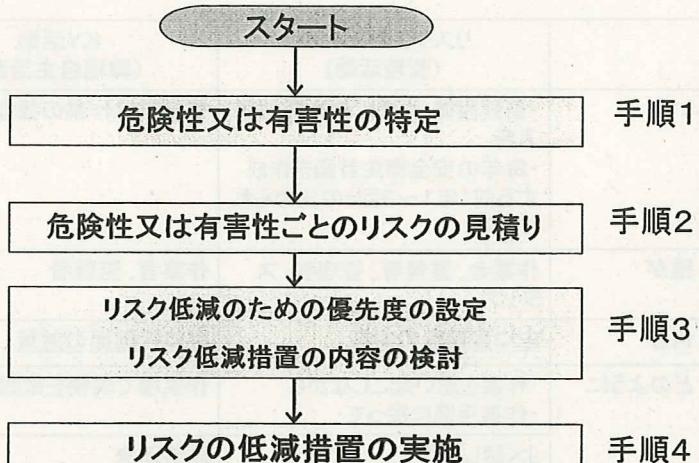
⇒ 実践への意欲を高める

指差し呼称で確認する

⇒ 集中力を高める

36

リスクアセスメントの基本的な手順



※ 元請業者(ビル管理会社等)の設備等に対してリスク低減措置が必要な場合には、元請業者とのミーティング等の場で検討した内容について伝えることも大切

37

リスク低減措置の検討及び実施

低減措置の考え方

法令に定められた事項の実施(該当事項がある場合)

ア 本質的対策

危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替

イ 工学的対策

ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置

ウ 管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練

エ 個人用保護具の使用

上記ア～ウの措置を講じても、除去・低減しきれなかったリスクにのみ実施

高

低減措置の検討の優先順位

低

KY活動とリスクアセスメントの相違点

	リスクアセスメント (管理活動)	KY活動 (職場自主活動)
いつ	<ul style="list-style-type: none"> ・新規設備、材料、作業方法導入時 ・毎年の安全衛生計画を作成する前(年1~3回)の決められた時期 	毎日又は作業の都度
誰が	作業者、監督者、管理者、スタッフ	作業者、監督者
何を	主に設備面の対策	主に行動面の対策
どのように	<ul style="list-style-type: none"> ・作業を思い起こしながら ・作業手順に従って 	作業場で現物を確認しながら
	よく話し合う	即断即決
	数値化することが多い	数値化しない

39

保護具の使用例

揚げ物をするときに使用する飛沫防止用フェイスシール



耐熱手袋



40

業種・事業場規模に応じた安全衛生管理体制

事業場の安全衛生管理体制は、業種や事業場規模に応じて法令で規定されており、相対的に危険な作業が少ない、施行令第2条のいわゆる「第3号業種」では、安全担当者の選任が義務づけられていない。

	第1号業種 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	第2号業種 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	第3号業種 その他の業種
1,000人 ~		総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医	総括安全衛生管理者 衛生管理者 産業医
300 ~999人			
100 ~299人			衛生管理者 産業医
50~99 人		安全管理者 衛生管理者 産業医	
10~49 人		安全衛生推進者	衛生推進者
1~9人			

41

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における 安全推進者の配置等に係るガイドラインの内容

<安全推進者を配置しましょう>

安全活動は、「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。そこで、「安全の担当者」 = 「安全推進者」を配置しましょう。

安全活動を推進するためには旗振り役が必要です

<安全推進者を配置するときのポイント>

- ◆安全推進者は、事業場ごとに1人以上配置します。
(一定区域内の複数の事業場に、1人の安全推進者を配置することもできます。)
- ◆安全推進者を配置したときは、名前を事業場に掲示して、周知します。
- ◆事業主は、安全推進者が活動しやすいように、必要な権限を与えて、能力向上にも配意します。

<安全推進者の活動内容>

①職場環境と作業方法の改善に関するこ

例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善、刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など



42

②労働者の安全意識の啓発と安全教育に関するこ

例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発、荷物の運搬などの作業での安全な作業手順についての教育・研修の実施など

関係業界団体等の皆さんにお願いしたいこと

- ・本推進運動の趣旨をご理解いただいて、会員企業等に周知、取組の促進を図っていただくこと。
- ・業界として労働災害防止のための自主的な取組を検討・実施すること。
 例えば、
 - ・協会の中に、安全衛生について検討する委員会を設置すること
 - ・災害、ヒヤリハット事例等の収集、分析を行い、会員への情報提供をすること
 - ・会員企業を集めた労働安全衛生に係る研修会等を開催すること
 - ・協会として、会員企業が統一して取り組む安全衛生活動を定め、全会員がその活動を取り組んでいくようにすること⁴³

関係業界団体としての自主的取組として 考えられる事例(1)

○ 災害、ヒヤリハット事例等の収集、分析、会員への情報提供

- ・現状の把握とともに、力を入れるべき課題が抽出できる。
- ・経年変化をみることで、取組の効果等を評価できる。
- ・災害統計、災害事例、ヒヤリハット事例等を会員に周知することで、同種災害の防止、対策の水平展開を図ることができる。



44

関係業界団体としての自主的取組として 考えられる事例(2)

○ 労働安全衛生に係る研修会等の実施 (例えば)

- ・ 経営者に対するトップセミナー
- ・ 管理監督者、安全衛生担当者等に対する研修
- ・ 腰痛予防対策研修、転倒防止対策研修など個別対策に係る研修

※ 中災防の中小サポート事業の対象であれば無料で実施できる

45

関係業界団体としての自主的取組として 考えられる事例(3)

○ ある取組を会員全体で進めていく運動 (例えば)

- ・ 4S活動推進運動
- ・ 腰痛予防ストレッチ推進運動
- ・ 職場の見える化推進運動

ポスター、ステッカーなどを貼ったり、取組状況を報告し合うことが効果的です。

46

関係業界団体としての自主的取組として 考えられる事例(4)

○ 安全パトロールの実施

(例えば)

- 他の企業・法人の店舗・施設を相互に視察しあうこと、今まで気づかなかつたことも含め、チェックしあうことができる。

施設、設備などの物の状態だけでなく、作業方法などの人の面にも着目すると効果的

47



ご清聴ありがとうございました

48